

埼玉県 特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

許可制度の概要と届出書・許可申請について

1. 許可制度の概要

2. 経過措置について

- ・適用される基準
- ・営業届出書の提出
- ・住民への説明義務

従前の特定再生資源屋外保管業者が対象

3. 許可申請について

- ・新規許可
- ・変更許可

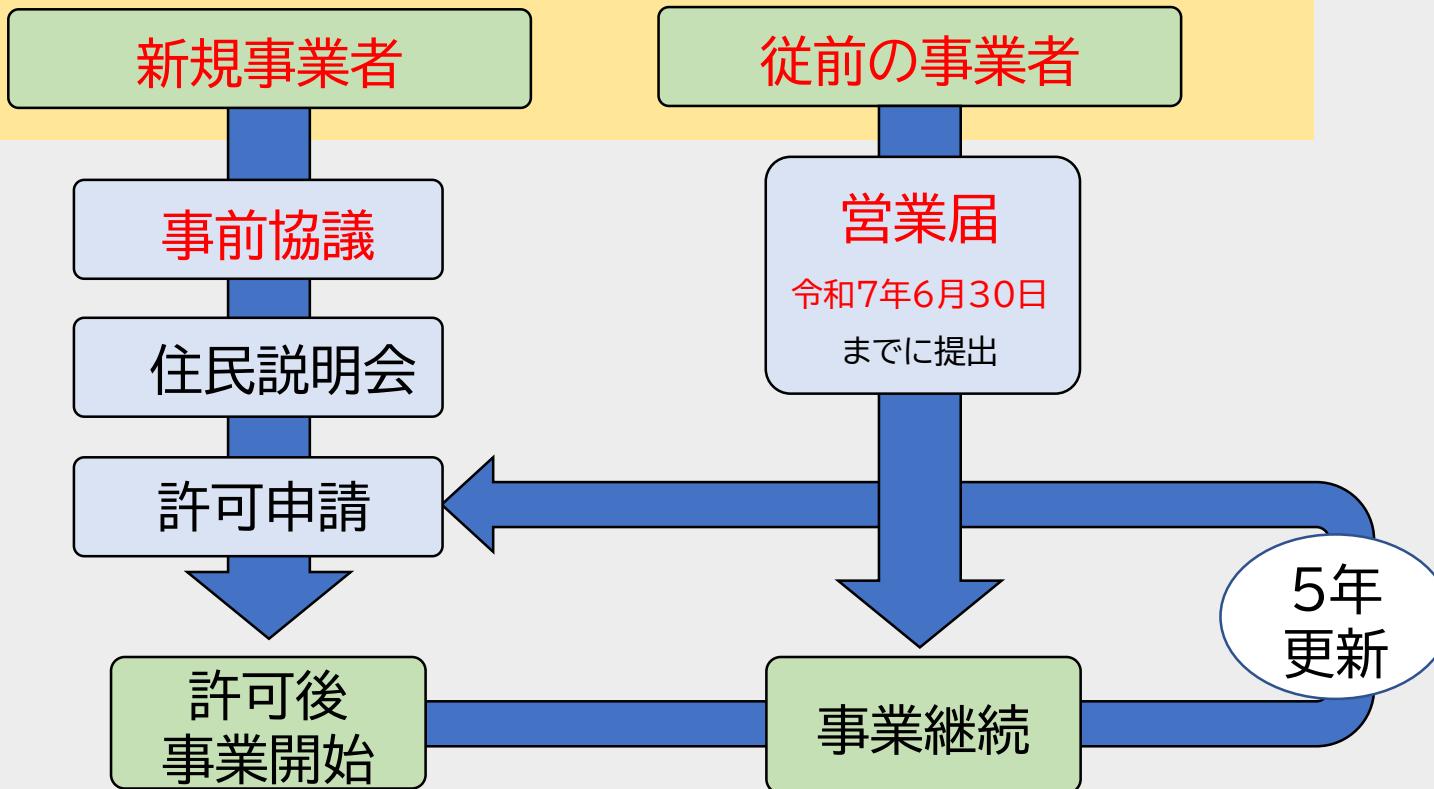
新規の事業者が対象

従前・新規どちらも対象

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

1. 許可制度の概要

敷地面積100m²を超える事業場で特定再生資源を屋外保管



従前の事業者とは...
「この条例の施行の際現に
特定再生資源屋外保管業を行
っている者(従前の特定再生
資源屋外保管業者)」
(敷地面積100m²超)

⇒令和6年12月31日以前から
継続して事業を行っている場合
に該当
・特定再生資源を屋外保管している
・契約書や取引台帳、領収書があり
特定再生資源を取り扱っている
ことが証明できる。

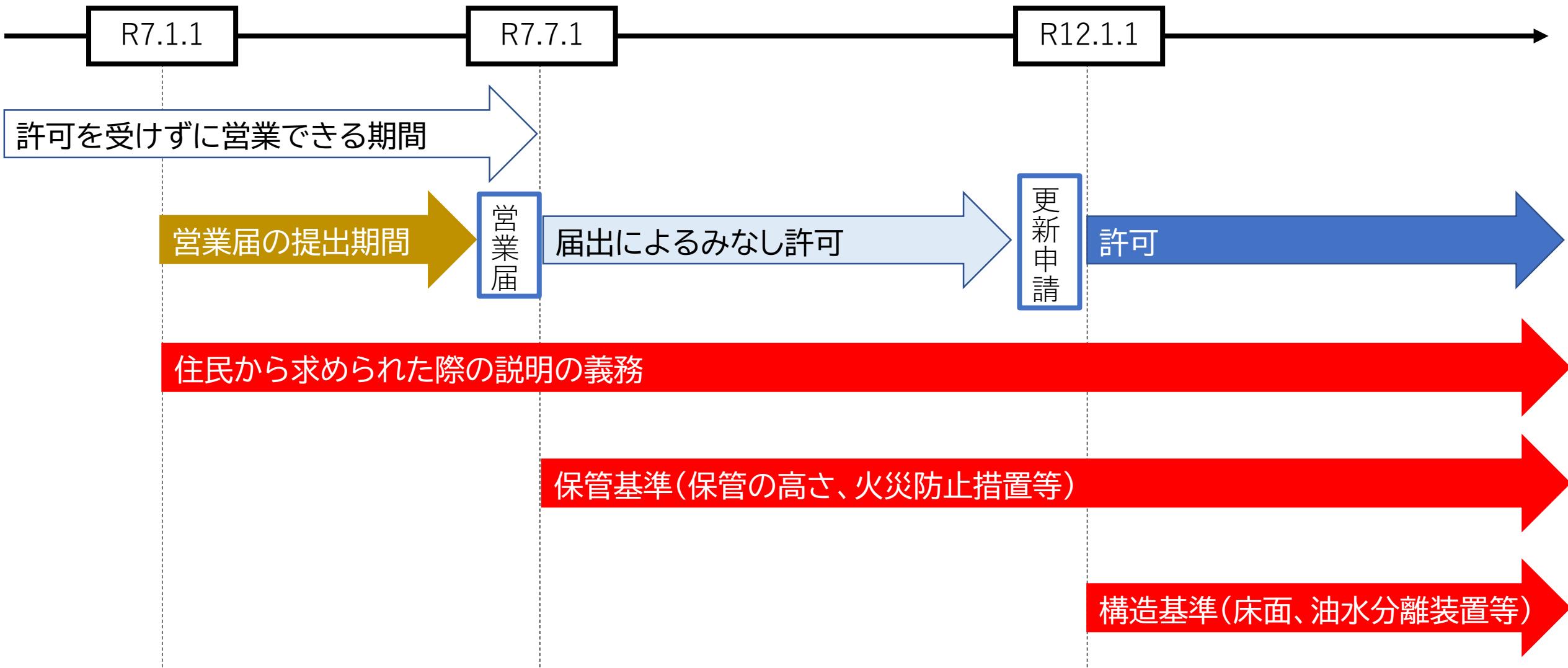
埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

2. 経過措置について(条例附則第2条関係)

- 従前の事業者は、令和7年6月30日までは、許可を受けずに特定再生資源屋外保管業を行うことができます。(第1項)
- 従前の事業者は、令和7年6月30日までは、保管の高さ、火災の発生又は延焼の防止措置、飛散流出防止措置等の保管基準が適用されません。(第6項)
- 従前の事業者は、周辺住民から求めがあった場合は、規則に定める事項について説明する義務があります。(第7項)
- 従前の事業者は、令和7年6月30日までに、管轄する環境管理事務所に特定再生資源屋外保管業営業届出書(営業届)を提出する必要があります。(第2項)
営業届を提出した事業者は、令和7年1月1日に条例の許可を受けた事業者とみなされます(みなし事業者)。(第3項)
- みなし事業者は、営業届により届出た事業場に対して保管場所の周囲の囲いに直接荷重がかかる場合の構造耐力の基準が適用されません。また、当該事業場に対する使用前検査もありません。(第4項)
- みなし事業者は、令和11年12月31日までは、営業届により届出た事業場に対して保管の場所の底面が不浸透性の材料で覆われれていること、油水分離装置及びこれに接続している排水溝その他の設備が設けられていること等の構造基準が適用されません。(第5項)
⇒令和12年1月1日以降も事業を継続する場合、事業場を構造基準に適合させた上で更新許可を受ける必要があります。

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

2. 経過措置について【適用される基準】



埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

2. 経過措置について【営業届出書の提出】

- 「営業届出書の記載例」を参考に作成してください。
- 営業届出書の様式、記載例は埼玉県HPに掲載します。
[埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 - 埼玉県](#)
- 届出先は地域を管轄する環境管理事務所です。

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

2. 経過措置について【住民への説明義務】

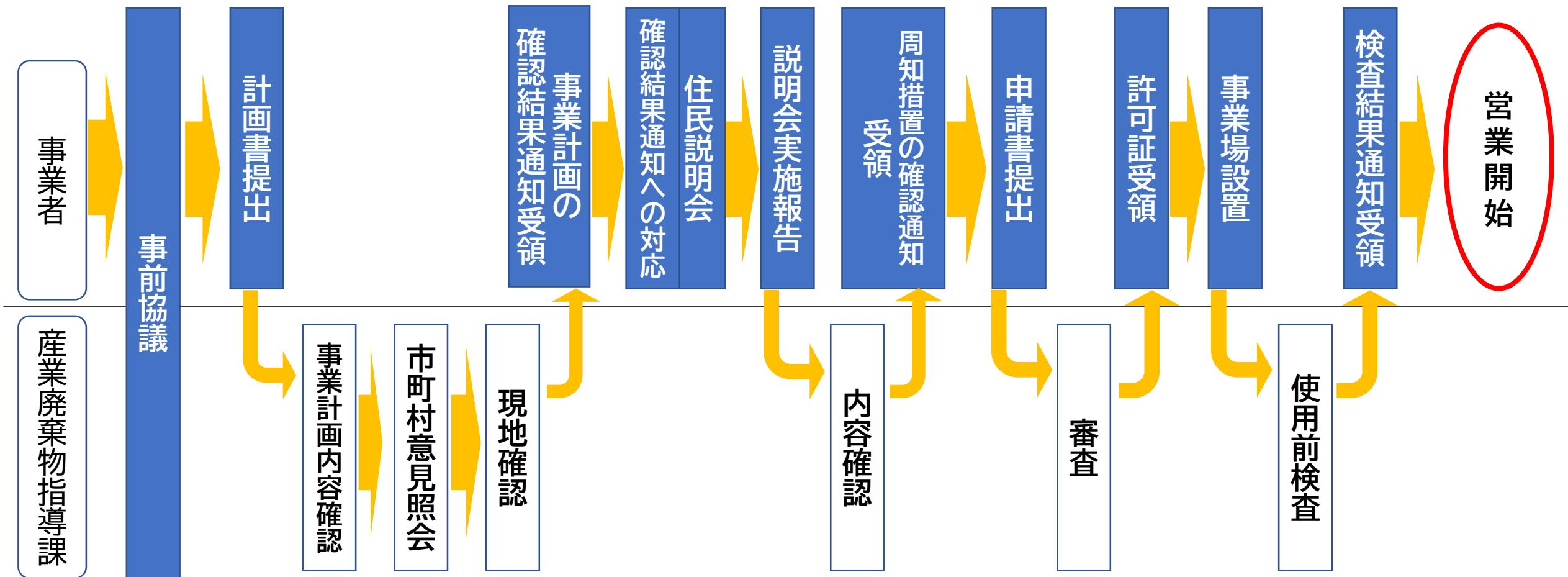
○従前の事業者は、周辺住民から求めがあった場合は、以下の事項について説明する義務があります。

- ① 特定再生資源屋外保管業者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積
- ③ 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備
- ④ 保管物の区分(金属スクラップ、プラスチック類、雑品スクラップ)
- ⑤ 保管物を積み上げる高さ
- ⑥ 破碎等をする場合にあっては、当該破碎等の種類
- ⑦ 特定再生資源屋外保管業の開始年月日
- ⑧ 特定再生資源屋外保管業者の連絡先の電話番号
- ⑨ その他知事が定める事項(←現時点ではありませんが、今後定める場合もあります)

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

3. 許可申請について【新規許可】

○ 手続フロー



埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

3. 許可申請について【変更許可】

○許可後、以下に該当する変更は事前に変更許可を受ける必要があります。
(従前の事業者も、令和7年1月1日以降に行う場合は変更許可が必要です。)

- 1 特定再生資源屋外保管事業場の所在地の変更
- 2 特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積の変更(当該面積を増大させる場合に限る。)
- 3 特定再生資源の保管の場所の面積の変更(当該面積を増大させる場合に限る。)
- 4 保管物を積み上げる高さの変更(当該高さを増大させる場合に限る。)
- 5 標準作業書に係る変更(当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大しない場合を除く。)
- 6 保管物の区分の変更
- 7 破碎等の種類及び方法並びに破碎等の作業の方法及び手順の変更
(当該破碎等をしないこととする場合を除く。)
- 8 破碎等の用に供する設備の種類、数量、設置場所及び能力の変更
(当該設備の数量を増加させ、又は能力を増大させる場合に限る。)

○変更許可の手続きは新規許可と同じく事前協議が必要となります。